

お子様の誕生、おめでとうございます。「出生届」を提出後の手続きはお済ですか？
「下記の担当課」で早めに手続きをお願いします。

行政サービス庁舎 健康保険課（子育て支援G）

☎ 0767 - 72 - 3134

☐ ① 児童手当に関する手続き

《もってくるもの》

- ☐ 父および母のマイナンバーのわかるもの
- ☐ 請求者（父または母）の保険証・通帳・ハンコ（シャチハタ不可）
- ☐ 窓口に来られる方の身元が確認できるもの
 - 運転免許証・個人番号カードなど顔写真のあるもの・・・1点
 - 健康保険証・年金手帳など顔写真のないもの・・・・・・2点

《ご注意ください》

- * 父または母の所得の高い方が請求者となります。
- * 公務員の方は、勤務先で手続きをお願いします。
- * 原則、申請した月の翌月から支給開始となります。ただし、支給要件発生日から15日以内の請求であれば、支給要件発生日が属する月から支給開始となります。

☐ ② 出産祝金に関する手続き

《もってくるもの》

- ☐ 申請者（父または母）の通帳

☐ ③ その他の手続き

* 必要に応じて手続きください

- ☐ プレミアムパスポート（世帯全員の住民票、お持ちの方はパスポートNo.が必要です）
- ☐ 保育園等の入園手続き ☐ 児童扶養手当 ☐ 未熟児養育医療費

行政サービス庁舎 健康保険課（保健衛生G）

☎ 0767 - 72 - 3129

☐ ④ 子ども医療費助成に関する手続き

《もってくるもの》

- ☐ お子さんの健康保険証
- ☐ 父または母の通帳

☐ ⑤ その他の手続き

* 必要に応じて手続きください

- ☐ 国民健康保険証（保険者が「中能登町」以外は勤務先等で手続きください）
- ☐ ひとり親家庭等医療費

総務庁舎 総務課

☎ 0767 - 74 - 1234

☐ ⑥ チャイルドシート購入費補助金手続き

《もってくるもの》

- ☐ 申請者（父または母）の通帳・ハンコ（シャチハタ不可）
- ☐ 取扱説明書（品質保証書）
- ☐ 次ア～オの5点が確認できる領収書（レシートは不可）
 - ア.購入日 イ.購入店 ウ.購入者 エ.購入金額
 - オ.購入品名（チャイルドシート代またはジュニアシート代と明記されたもの）

* 「行政サービス庁舎」健康保険課へ提出することもできます。